

計画作成年度	令和5年度
計画主体	江差町

江差町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 産業振興課林務係

所在地 檜山郡江差町字中歌町193番地1

電話番号 0139-52-6729

FAX番号 0139-52-0234

メールアドレス hiroyuki.moriyama@town.hiyama-esashi.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、タヌキ、キツネ、アライグマ、ドバト カラス(ハシボソガラス・ハシブトガラス)、トド、オットセイ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	江差町(全域)

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ヒグマ エゾシカ	甜菜	500千円 ・ 0.5ha
	豆類	100千円 ・ 0.1ha
	長芋	100千円 ・ 0.1ha
	(農林被害合計)	700千円 ・ 0.7ha
トド	本マス	96千円 ・ —
	(水産被害合計)	96千円 ・ —
	(農林水産被害総計)	796千円 ・ 0.7ha

(2) 被害の傾向

ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は主に甜菜であり、被害額は増加している。 ・出沒については、田沢地区、泊地区が多く、東山、緑丘、松ノ岱地区への出沒も確認されている。 ・スイカ・スイートコーン等の被害はあるが、自家用(家庭菜園)のため、面積・金額を正確に把握することは難しい。 また、水稻の踏み付けや食害も確認されている。 ・出沒時期については、6月から10月に多い。
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害は豆類と長芋が多く、小麦や牧草の被害も見受けられた。 ・伏木戸地区、田沢地区、泊地区、水堀地区、小黒部地区での目撃情報が多い。 ・作物の発芽から初期生育段階における食害情報が多い。 ・被害が発生しても通報しない農業者が多く、実際の被害面積、金額を正確に把握することは難しい。
タヌキ アライグマ キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全体に出沒しているが、農作物被害は少ない。 ・キツネ・タヌキの住宅地への出沒報告もあり、民家等の衛生面での問題も懸念もされる。 ・近年はキツネ、アライグマの出沒情報は減少傾向にある。 ・被害が発生しても通報しない農業者が多く、実際の被害面積、金額を正確に把握することは難しい。

カ ド	ラ バ	ス ト	・町内全域に出没しており、豆類等の農作物に被害を与えているが、実際の被害面積、金額を正確に把握することは難しい。	
ト		ド	・1月～3月期(R4)にかけて江差町沖合海域(日本海沿岸)に現れ、漁網被害、トドが漁場へ接近することによる魚群逸散、操業機会損失、周辺海域の資源減少などが報告されている。 ・本マスの漁獲努力量影響被害額が報告されている。	
オ	ツ	セ	イ	・被害についての報告はされていない

(3) 被害の軽減目標

軽減率を一律30%と設定する。

指標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
ヒグマ	500千円 ・ 0.50ha	350千円 ・ 0.35ha
エゾシカ	200千円 ・ 0.20ha	140千円 ・ 0.14ha
トド	96千円 ・ -	67千円 ・ -

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣被害対策実施隊員への費用軽減対策の実施 ・従事日数に応じた報酬 ・捕獲報奨金 ・賠償保険金の半額補助 ・狩猟免許の取得・更新費用、猟銃所持許可の取得・更新費用の全額補助	・鳥獣被害対策実施隊員の高齢化や業務の危険性から、担い手不足が懸念される。
	[ヒグマ] ・民家周辺において頻繁に出没する又は農作物に被害を及ぼしているなどの場合は、道の捕獲許可を受けて、町が委嘱した鳥獣被害対策実施隊員が、主に箱わなによる捕獲(状況によっては銃器による捕獲)や出没周辺地の定期巡回を実施。 ・捕獲報奨金 40,000円/頭(令和2年度に30,000円から40,000円に増加)	・民家周辺に出没した場合、周辺地形によっては箱わなの設置箇所が無い事や銃器使用が制限される等、対応に苦慮している。 ・毎年出没を繰り返している家庭菜園において、スイカやスイートコーン等を作付けしている者への自粛の要請が必要。 ・貸出用電気柵の充実
	[エゾシカ] ・農作物の被害状況により、鳥獣被害対策実施隊員が、銃器やわなによる捕獲や定期巡回を実施。 ・捕獲報奨金 10,000円/頭	・個体は増加傾向にあるため、管理捕獲数を増やしていかなければならない。 ・くくりわなや等の資材の充実が必要。 ・電気柵購入補助金の充実。

	[キツネ、タヌキ、アライグマ] 農作物等に被害を及ぼしている場合は、小動物用の箱わなにより捕獲を実施。	・小動物用の箱わなの充実 ・住宅地における空き家等への出没も確認され、衛生面での問題も懸念される。
	[カラス類、ドバト] 農作物等に被害を及ぼしている場合は、鳥獣被害対策実施隊員が銃器により捕獲を実施。	・銃器を使用できない区域での対応が困難な状況にある
	[トド] 北海道連合海区漁業調整委員会指示による採捕承認を得て、町内外ハンターに依頼し、銃器による駆除及び威嚇による追い払いを実施。	・現場到着に時間を要し、周辺から逃走してしまう事が多い。
	[オットセイ] 音による威嚇などで追い払いを実施	・臙虎臙肺獣猟獲取締法によりオットセイの捕獲は禁止されている ・音に慣れるため、効果は一時的な状況にある。
防護柵の設置等に関する取組	・防護柵は設置していない ・町内会等の協力を得て、出没周辺地帯の草刈・枝払い等を実施。	・山間部農地周辺での草刈・枝払い等は、面積的にも対応が困難な状況にある。
生息環境管理その他の取組	・生活環境被害や住宅地への出没を防止するため、町HPや広報誌などで野生動物の習性などの紹介及び注意喚起を実施。	・被害防止のため、さらに知識の普及活動や対応策の検討をする必要がある。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊員の確保が急務となるため、近隣町との広域的な連携を模索し、隊員増に向けた対策を講じる。 ・近年の鳥獣被害増による社会的問題から、広報誌や折込チラシ等の周知に加え、より有効的なPRを模索する。 ・電気柵購入補助事業を創設し、農林地への被害防止・問題個体の出没の防止策を講じる。 ・一部、ヒグマの出没頻度が高いことを認識していながら、自家用のスイカやスイートコーンを作付けする傾向にあるため、作付自粛を呼びかけ自主防衛意識の向上を図る。 ・エゾシカ及びアライグマについては、生息頭数が増加しているものと思われるが、その実態や被害状況などを明確に把握していないため、関係団体・機関と連携して情報収集を行い、状況に応じた捕獲に努める。 ・トドについては、準絶滅危惧であることに留意し、漁業に与える被害を防ぐために最小限の駆除及び威嚇による追い払いを行う。 ・オットセイについては、檜山振興局海獣被害防止対策連絡会議での情報交換や構成機関や団体との連携を強化し、追い払い等の防止対策に努める。

3 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

江差町鳥獣被害防止対策協議会と連携し、捕獲体制の中心的役割を担う江差町鳥獣被害対策実施隊について、江差町が対象鳥獣捕獲員として委嘱し、身分は江差町の非常勤職員とするほか、町職員を含め、効率的かつ安全な捕獲に努める。

実施隊員については、わの設置、巡回、個体の生息把握、捕獲後の個体の処理等、ベテラン隊員の能力や指導力を活用し、技術向上に努める。

トドについては、ひやま漁業協同組合が主体となり、北海道連合海区漁業調整委員会の指示に基づく採捕承認を取得し、捕獲や威嚇による追い払い等の対応を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲用わなの整備 ・捕獲技術者の育成・確保 ・防護柵等設置の検討
	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等設置の検討 ・わな、銃器による捕獲の検討。
	タヌキ・キツネ・アライグマ カラス・ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲用わなの整備 ・銃器による捕獲の検討
	トド	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者等に対する猟銃所持及び猟銃免許取得の推進
令和6年度	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組内容の継続、問題点等の検証及び新たな取組みの検討 ・漁業者等に対する猟銃所持及び猟銃免許取得の推進
	エゾシカ	
	タヌキ・キツネ・アライグマ カラス・ドバト	
	トド	
令和7年度	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の取組内容の継続、問題点等の検証及び新たな取組みの検討 ・漁業者等に対する猟銃所持及び猟銃免許取得の推進
	エゾシカ	
	タヌキ・キツネ・アライグマ カラス・ドバト	
	トド	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ヒグマ	近年の捕獲頭数実績を勘案し、年度毎の計画頭数を5頭とし、出没場所や状況から人身被害の恐れの高い個体や繰り返し農作物等へ被害を及ぼす個体については、「北海道ヒグマ管理計画」との整合性を図り、適切な保護に努める。
エゾシカ	「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、農業被害軽減のため、計画的な捕獲を行う。北海道南部の個体数・分布ともに増加・拡大が明らかであり、被害防止への早急な対応が求められていることから、近年の個体増加による農業被害の拡大を防止するために、年度毎の計画頭数を20頭とする。

タヌキ・キツネ アライグマ カラス・ドバト	被害が発生又は発生する恐れが高い場合、問題個体を捕獲することとするが、捕獲目標数は特に設定しない。
ト ド	北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定めた数を上限として駆除を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ヒ グ マ	5 頭	5 頭	5 頭
エ ゾ シ カ	20 頭	20 頭	20 頭
タ ヌ キ	－ 頭	－ 頭	－ 頭
キ ツ ネ	－ 頭	－ 頭	－ 頭
アライグマ	－ 頭	－ 頭	－ 頭
カラス類	－ 羽	－ 羽	－ 羽
ト ド	－ 頭	－ 頭	－ 頭

捕獲等の取組内容	
ヒ グ マ	捕獲予定場所は町内全域とし、春～秋期にかけて出没の際に銃器・箱わな等を用いて捕獲する。
エ ゾ シ カ	捕獲予定場所は町内全域とし、年間を通じて銃器による捕獲のほか、くくりわな等を使用して捕獲する。
タ ヌ キ キ ツ ネ アライグマ	捕獲予定場所は町内全域とし、被害が発生又は発生する恐れが高い場合に、小動物用の箱わな等を用いて捕獲する。
カラス類 ドバト	捕獲予定場所は町内全域とし、被害が発生又は発生する恐れが高い場合に銃器等により捕獲する。
ト ド	捕獲予定場所は、江差町沖合海域(日本海沿岸)とし、銃器により駆除及び威嚇による追い払いをする。
オットセイ	江差町沖合海域(日本海沿岸)にて被害が発生又は発生する恐れが高い場合、威嚇等による追い払いをする。 ※臘虎臘肭獣猟獲取締法を順守

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容
必要性:ヒグマ、エゾシカ等の有害鳥獣の捕獲。 実施予定時期:令和5年4月から令和8年3月

(4) 許可権限移譲事項

対象区域	対象鳥獣
町内全域	エゾシカ・タヌキ

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ヒグマ エゾシカ	必要に応じて電気柵等の設置を検討する	必要に応じて電気柵等の設置を検討する	必要に応じて電気柵等の設置を検討する

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	5年度	6年度	7年度
ヒグマ・エゾシカ	該当なし	該当なし	該当なし

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

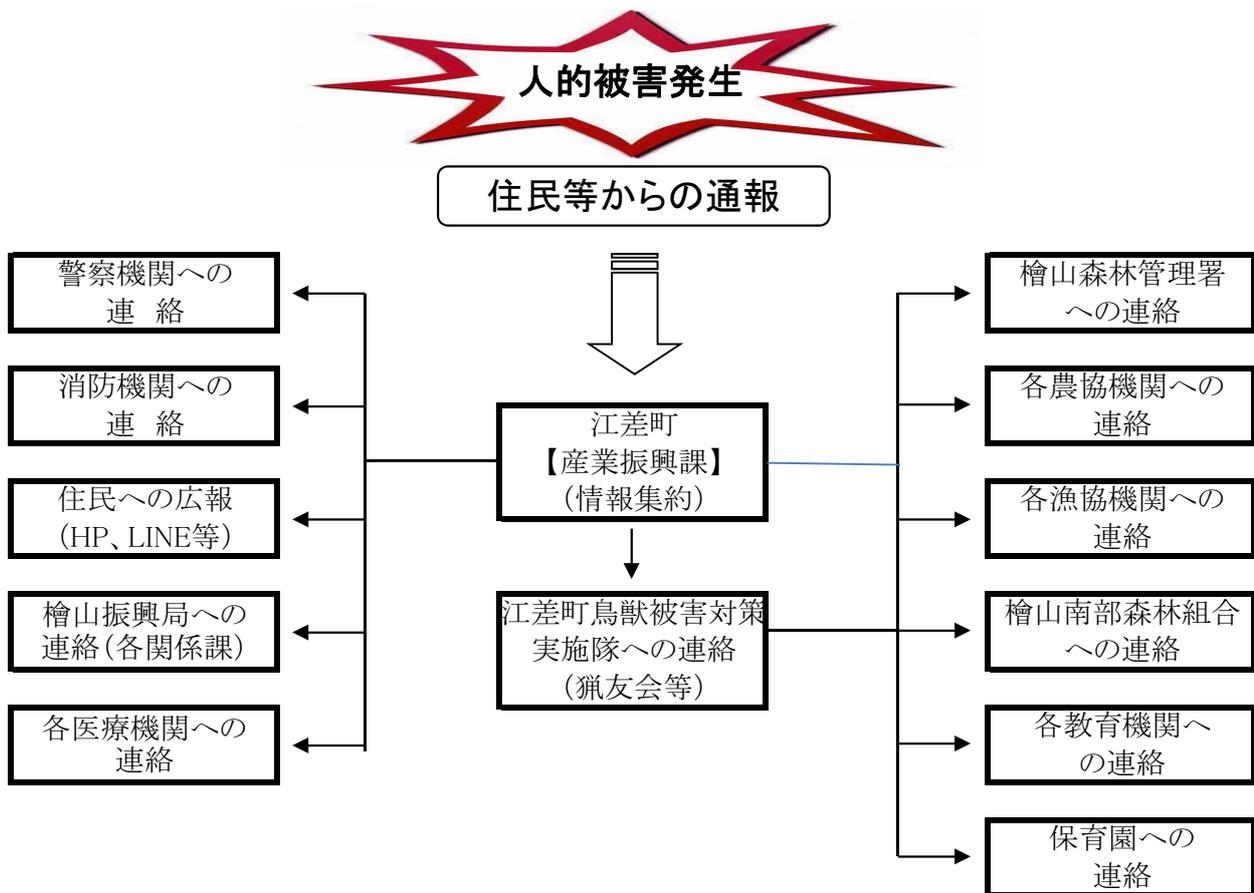
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ヒグマ エゾシカ タヌキ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報の周知(町公式ホームページ・公式LINE等)や、啓発看板の設置。 ・電気柵設置に対する補助金制度の新設 ・誘因物質(生ゴミ・作物残さ等)の適正管理の周知徹底 ・被害予防策の調査、情報の提供及び対策の普及。
	トド オットセイ	<ul style="list-style-type: none"> ・威嚇による追い払い等に使用する機材導入の検討 ・被害予防策の調査、情報の提供及び対策の普及。
令和6年度	ヒグマ エゾシカ タヌキ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報の周知(町公式ホームページ・公式LINE等)や、啓発看板の設置。 ・電気柵設置に対する補助金制度の継続 ・誘因物質(生ゴミ・作物残さ等)の適正管理の周知徹底 ・被害予防策の調査、情報の提供及び対策の普及。
	トド オットセイ	<ul style="list-style-type: none"> ・威嚇による追い払い等に使用する機材導入の検討 ・被害予防策の調査、情報の提供及び対策の普及。
令和7年度	ヒグマ エゾシカ タヌキ キツネ アライグマ カラス類 ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・出没情報の周知(町公式ホームページ・公式LINE等)や、啓発看板の設置。 ・電気柵設置に対する補助金制度の継続 ・誘因物質(生ゴミ・作物残さ等)の適正管理の周知徹底 ・被害予防策の調査、情報の提供及び対策の普及。
	トド オットセイ	<ul style="list-style-type: none"> ・威嚇による追い払い等に使用する機材導入の検討 ・被害予防策の調査、情報の提供及び対策の普及。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
江差町	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を収集し、町公式ホームページや公式LINEへの掲載、広報車両やチラシ等による周知。 ・各関係機関との連絡調整 ・有害鳥獣の捕獲依頼及び被害防止対策
北海道檜山振興局 産業振興部 (農務課・農村振興課・ 林務課・水産課) 檜山農業改良普及センター 檜山南部地区水産技術 普及指導所 森林室 保健環境部 (環境生活課)	<ul style="list-style-type: none"> ・振興局各部課で所有する情報の提供
新函館農業協同組合 厚沢部営農センター 北海道農業共済組合 みなみ統括センター道南支 所	<ul style="list-style-type: none"> ・農業分野における被害防止対策の指導、助言等。 ・農作物の被害状況、出没などの情報提供。
檜山森林管理署 檜山南部森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・林業分野における被害防止対策の指導、助言等。 ・立木被害の状況、出没などの情報提供。
ひやま漁業協同組合 江差支所	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業分野における被害防止対策の指導、助言等。 ・水産被害の状況、出没などの情報提供。
北海道猟友会江差支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣の捕獲対応 ・鳥獣生態等に関する助言及び情報提供
江差警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害発生の防止と安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

対象鳥獣	処理内容
ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道環境生活部環境局自然環境課発行「ヒグマ捕獲テキスト」に基づき、可能な限り指定された試料を採取し、『地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部』へ提供する。 ・試料採取後の皮や肉等については有効活用に努め、それ以外は一般廃棄物処理施設（南部桧山清掃センター）にて焼却処理とする。
エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・皮や肉等については有効活用に努め、それ以外は一般廃棄物処理施設（南部桧山清掃センター）にて焼却処理とする。
タヌキ・キツネ・アライグマ カラス・ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理施設（南部桧山清掃センター）にて焼却処理とする
トド	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道大学大学院水産科学研究院（海洋生物資源科学部門）及び北海道大学北方生物圏フィールド科学センター（生態系変動解析分野）に連絡し、体計測・研究解剖・試料採取等の協力を行う。 ・試料採取後は、原則一般廃棄物処理施設（南部桧山清掃センター）にて焼却処理とするが、搬出が困難な場合は埋設処理とする。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したシカ肉等の利用にあたっては、捕獲後の放血など処理技術の向上を図り安全性の確保に努めるとともに、地域資源としてジビエへ有効利用の促進を検討する。
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	江差町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
江差町役場 (産業振興課)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の連絡調整 ・被害防除対策の推進 ・被害状況調査 ・侵入防止柵等の設置協力及び管理
北海道猟友会江差支部	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣生態等に対する助言 ・巡回・捕獲対応 ・狩猟免許取得促進 ・担い手の指導育成
新函館農業協同組合 厚沢部営農センター 北海道農業共済組合 みなみ統括センター道南支所	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害状況の把握 ・生息・出没等の情報提供 ・農業者への被害予防対策推進 ・農業分野における助言及び情報提供 ・侵入防止柵等の設置協力及び管理
檜山森林管理署 檜山南部森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・立木被害状況の把握 ・生息・出没等の情報提供 ・被害予防対策推進 ・林業分野における助言及び情報提供 ・侵入防止柵等の設置協力及び管理
ひやま漁業協同組合 (江差支所)	<ul style="list-style-type: none"> ・水産被害状況の把握 ・被害予防対策推進 ・水産分野における助言及び情報提供 ・生息・出没等の情報提供 ・捕獲・威嚇対応
江差警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・人身事故の発生防止及び安全対策 ・捕獲等の実施支援 ・生息・出没等の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北海道檜山振興局	
産業振興部 農務課	被害防除対策の指導、情報提供。
産業振興部 農村振興課	防除施設設置の指導、情報提供。
檜山農業改良普及センター	営農技術や被害対策の助言、指導。
産業振興部 林務課	被害防除対策の指導、情報提供。
森林室	被害防除対策の指導、情報提供。
産業振興部 水産課	被害防除対策の指導、情報提供。
檜山南部地区水産技術普及指導所	被害防除対策の指導、情報提供。
保健環境部 環境生活課	鳥獣の捕獲許可、野生鳥獣による被害状況把握、被害防止対策実施に関する情報提供及び技術的助言・援助。
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 道南地区野生生物室	実施に関する助言、情報提供。 試料採取における支援、技術的指導。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員は、猟友会江差支部江差部会から4名、その他から1名を任命し、江差町（非常勤）職員とする。 ・実施隊員は、対象鳥獣の一斉捕獲など捕獲活動に従事する。 ・実施隊員は、対策協議会と連携を図り効果的な捕獲等に取り組む。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村における被害発生状況や実施施策などの情報交換を行い、被害防止に向けた体制を構築する。
--

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌及びホームページ、公式LINEなどにより町民に周知を図ることに努める。
